

屋外広告物の許可を受けられた方へ（お知らせ）

屋外広告物の許可を受けた後は、3年に一度、許可の更新手続き（継続許可申請）を行わなければなりません。また、許可を受けた表示内容等を変更する場合には、あらかじめ変更手続き（変更等許可申請）が必要になるなど、次のとおり、条例に基づく各種手続きが必要です。

1 継続許可申請について（秋田市屋外広告物条例第5条第3項）

- (1) 継続許可申請：3年ごとに許可の更新が必要です。（簡易なものを除く。）
- (2) 必要書類：継続許可申請書(様式第15号)、直近の許可書の写し、現況を撮影したカラー写真、安全点検報告書(平成30年4月1日から)等

2 変更等許可申請について（秋田市屋外広告物条例第5条第5項）

- (1) 変更等許可申請：許可期間内に広告物の表示内容等を変更する場合は、変更等を行う日の10日前までに申請が必要です。
- (2) 必要書類：変更等許可申請書(様式第16号)、位置図、配置図、意匠図、構造図、仕様書等
- (3) 主な変更事例

※許可後に表示内容の変更等を行おうとする時は、必要書類や申請手数料について、事前にご相談くださるようお願いいたします。

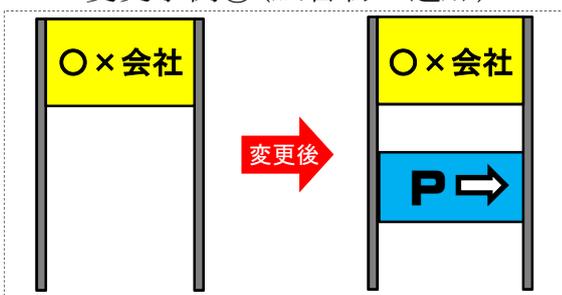
変更事例①(電話番号などの変更)



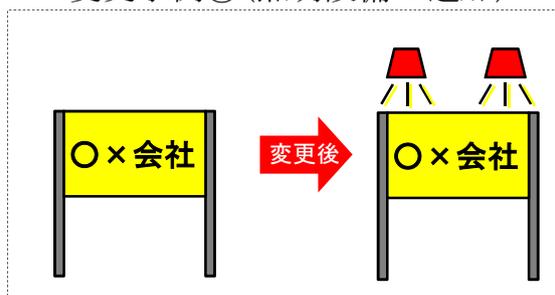
変更事例②(色やデザインの変更)



変更事例③(広告物の追加)



変更事例④(照明設備の追加)



[裏面へつづく（届出等の注意点）]

3 設置者や管理者の変更について（秋田市屋外広告物条例第17条）

- (1) 変更届出：許可を受けている広告物等の設置者または管理者の住所・氏名に変更があった場合等は、5日以内に届出が必要です。
- (2) 必要書類：屋外広告物設置者(管理者)変更届出書（様式第22号）または屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届出書（様式第24号）、管理者の資格証の写し等（高さ4m超の場合）
- (3) 留意事項：継続許可申請時に、設置者の変更が届出されていないことが判明し、許可期間満了日までに手続きできない事案等も発生しておりますので、ご留意くださるようお願いいたします。

4 広告物等の除却について（秋田市屋外広告物条例第13条）

- (1) 除却届出：許可を受けている広告物等を除却したときは、速やかに届出が必要です。
- (2) 必要書類：屋外広告物除却届出書（様式第20号）、除却前後を撮影したカラー写真

※申請書の様式等は都市計画課ホームページからダウンロードすることができます。また、根拠となる「秋田市屋外広告物条例」・「秋田市屋外広告物条例施行規則」は、ウェブサイトから確認できます。

【秋田市屋外広告物ホームページ】

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/kikaku/okugaikoukoku/default.htm>

【秋田市屋外広告物条例】

http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00000494.html

【秋田市屋外広告物条例施行規則】

http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00000495.html

～安全点検の義務化について（重要なお知らせ）～

屋外広告物の設置者等（許可申請者）は、継続許可申請等の前に、許可対象広告物の損傷および劣化等を**管理者**（広告物の高さ4m超の場合は屋外広告士または建築士）に点検させる責務があることを追加しました。

（秋田市屋外広告物条例第11条の2 新設）

平成30年4月1日から継続許可申請等の際には、**「屋外広告物安全点検報告書」**の添付が必要となります。

担 当 秋田市都市整備部都市計画課 都市環境担当
直通 018-888-5764
FAX 018-888-5763